

放流水水質分析結果

地点名称:合流放流槽

分析項目		単位	2025年			排水 基準 ^{※1}
			3月	4月	5月	
	結果が得られた日	—	3/17	5/8	5/27	—
採取 状況	採取日	—	3/4	4/7	5/7	—
	採取時刻	—	13:30	9:27	9:50	—
	水温	℃	18.3	16.1	17.2	—
	透視度 ※4	度	>30	>30	>30	—
有害 物質	カドミウム及びその化合物	mg／L	<0.002	<0.002	<0.002	0. 01
	シアン化合物	mg／L	不検出	不検出	不検出	不検出
	有機燐化合物	mg／L	不検出	不検出	不検出	不検出
	鉛及びその化合物	mg／L	<0.005	<0.005	<0.005	0. 1
	六価クロム化合物	mg／L	<0.04	<0.04	<0.04	0. 05
	砒素及びその化合物	mg／L	<0.005	<0.005	<0.005	0. 05
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg／L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0. 0005
	アルキル水銀化合物	mg／L	不検出	不検出	不検出	不検出
	PCB	mg／L	不検出	不検出	不検出	不検出
	トリクロロエチレン	mg／L	<0.001	<0.001	<0.001	0. 1
	テトラクロロエチレン	mg／L	<0.001	<0.001	<0.001	0. 1
	ジクロロメタン	mg／L	<0.001	<0.001	<0.001	0. 2
	四塩化炭素	mg／L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0. 02
	1, 2－ジクロロエタン	mg／L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0. 04
	1, 1－ジクロロエチレン	mg／L	<0.001	<0.001	<0.001	1. 0
	シス－1, 2－ジクロロエチレン	mg／L	<0.001	<0.001	<0.001	0. 4
	1, 1, 1－トリクロロエタン	mg／L	<0.001	<0.001	<0.001	3
	1, 1, 2－トリクロロエタン	mg／L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0. 06
	1, 3－ジクロロプロペン	mg／L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0. 02
	チウラム	mg／L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0. 06
	シマジン	mg／L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0. 03
	チオベンカルブ	mg／L	<0.002	<0.002	<0.002	0. 2
	ベンゼン	mg／L	<0.001	<0.001	<0.001	0. 1
	セレン及びその化合物	mg／L	<0.002	<0.002	<0.002	0. 1
	ぼう素及びその化合物	mg／L	0.35	0.93	1.1	10
	ふっ素及びその化合物	mg／L	0.2	0.5	0.6	8
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg／L	0.63	0.91	0.9	100
	1,4－ジオキサン	mg／L	<0.005	<0.005	<0.005	0.5
有害 物質 以外	水素イオン濃度指数	—	7.7	7.7	7.7	5. 8～8. 6
	生物化学的酸素要求量	mg／L	<0.5	<0.5	0.9	20
	化学的酸素要求量	mg／L	3.2	9	9.4	20
	浮遊物質量	mg／L	<1	<1	<1	40
	鉱油類含有量	mg／L	<1	<1	<1	3
	動植物油脂類含有量	mg／L	<1	<1	<1	5
	フェノール類含有量	mg／L	<0.005	<0.005	<0.005	0. 5
	銅含有量	mg／L	<0.05	<0.05	<0.05	1
	亜鉛含有量	mg／L	<0.05	<0.05	<0.05	1
	溶解性鉄含有量	mg／L	0.06	<0.05	<0.05	5
	溶解性マンガ含有量	mg／L	<0.05	<0.05	<0.05	5
	クロム含有量	mg／L	<0.03	<0.03	<0.03	0. 5
	大腸菌群数 ※4	CFU/ml	<30	<80	<80	800
	窒素含有量	mg／L	0.8	2.2	2.1	120
	磷含有量	mg／L	0.15	0.19	0.17	16
	塩化物イオン	mg／L	550	1100	1300	—
	ダイオキシン類	pg－TEQ／L				10※2
※3	セシウム134 ※4	Bq／L	不検出	不検出	不検出	※5及び ※6参照
	セシウム137 ※4	Bq／L	不検出	不検出	不検出	

※1 君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例を記入。

※2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の水質排出基準を記入。

※3 3月,4月,5月はそれぞれ3月12日,4月15日,5月27日に採取を行った。5月の分析結果は6月4日に得ている。

※4 計量法第107条の計量証明対象外の分析項目。

※5 セシウム134で60Bq／L、セシウム137で90Bq／Lを排水濃度限度（線量限度）とし、それぞれの測定濃度の排水濃度限度に対する割合の和が3ヶ月平均で1を超えないことを基準としています。（環境省が排水モニタリングの目安としている基準）

※6 排水濃度限度（セシウム134で60Bq／L、セシウム137で90Bq／L）は、同一人が0歳児から70歳になるまでの期間一定量水を摂取しても被ばく線量が一般公衆の許容値である年平均1mSvとなる濃度として設定されている。
（参考文献:放射線審議会基本部会「外部被ばく及び内部被ばくの評価法に係る技術的指針」（平成11年4月）等）